

牛肉輸出問題及び植物輸出入問題 に関する報告

アラブ首長国連邦に向けて輸出された日本産牛肉に係る報告書

諸外国に向けて輸出された及び外国(地域)より輸入された植物に係る報告書

平成21年8月27日提出

家畜伝染病予防法違反事案

【事案①】平成20年9月の輸出

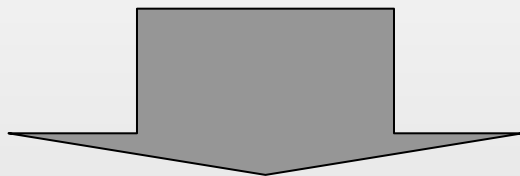
平成20年9月17日から18日にかけて県職員が動物検疫を受けずにUAEへ牛肉8.4kgを持ち出し

【事案②】平成20年11月の輸出

平成20年11月23日から24日にかけて県職員が動物検疫を受けずにUAEへ牛肉15.7kgを持ち出し

平成21年3月の県報告書

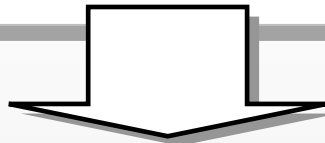
9月及び11月の輸出について農林水産省から事実関係の報告を求められたことから、農林水産商工本部長名で報告



農林水産省が把握する事実関係と異なる点があるとして再調査を求められる

再調査チームによる調査の実施

弁護士をリーダーとする調査チームを設置し、調査を実施



調査結果（県職員の法令違反の認識）

9月、11月の輸出を行った各職員には、いずれの場合にも「事実上問題になることはない」あるいは「問題になるかもしれない」といった程度の法令違反の認識があった。

県として、この再調査の結果を重く受け止め、この結果をそのまま県の調査結果とします。

植物防疫法違反事案

	品目	数量等	渡航日	国・地域	輸出入別	検疫の有無
1	梨(新高)	5個	平成18年9月20日	青島	輸出	無
2	米(七タコシヒカリ)	4kg	平成19年8月15日	台湾	〃	無
3	ハウスみかん	9.6kg	平成20年6月6日	ドバイ	〃	無
4	〃	16.2kg	平成20年7月17日	〃	〃	無
5	〃	5kg	平成20年8月23日	〃	〃	無
6	インゲンマメ、アズキ、エンドウマメ、ダイズ	合計 4斤(2.4kg)	平成21年3月12日	台湾	輸入	無

調査結果(県職員 of 法令違反の認識)

- 輸出を行った職員は、いずれも程度の差はあれ、法令違反の認識があった。
- 輸入を行った職員も、一定程度の法令違反の認識があったといわざるを得ない。

主な原因

法令遵守意識が欠如しており事業の実施を優先した

自分たちに都合のいい理屈を立て、行動を改めなかった

【担当課】 事業推進ムード一色で慎重な議論を行うことがなく、慎重論を言い出しにくい状況だった

【本部・県】 担当課からの情報について客観的な問題提起や検証が行われず、きちんとした議論がなされていないかった

再発防止策

(1) 法令遵守の徹底

- ①法律違反を許容しないことを公務遂行にあたっての絶対価値として佐賀県コンプライアンス基本方針に明示、徹底
- ②公益通報制度に対する職員の理解の促進
- ③職員のための相談窓口を統括本部内に設置

(2) 法制度の把握・確認の徹底

- ①法令を確認することの徹底（関係法令のチェックの徹底、法制担当員への情報共有の徹底 など）
- ②専門家の活用（専門業者に委託することとし、県職員自らの持ち込みは原則行わない。）
- ③幹部職員を含めた貿易関連法規の勉強会など実務研修の実施
- ④貿易関連法令手続等のノウハウの蓄積

再発防止策

(3) 輸出促進事業の見直し

- ①輸出促進協議会体制の刷新（会長職を流通課長から変更 など）
- ②輸出促進協議会内部における監査体制の見直し（監査回数の増加 など）
- ③輸出促進事業の仕事の「見える化」（責任の所在の明確化と情報共有の徹底、担当職員の仕事の進捗を複数の目で管理 など）

(4) 組織マネジメントの向上

- ①所属長の役割を整理し、マネジメント力を向上
- ②失敗事例集の共有による組織の危機対応力の向上
- ③不祥事案については、県の危機管理を所管する統括本部が主導

(5) 輸出促進事業に係る再発防止策の確認フォロー体制の構築

お詫び

農林水産省をはじめ国の関係各省や関係事業者の皆さま、これまで本県の農産物の輸出促進事業に御支援いただいた多くの皆さま、そして県民の皆さまの信頼を大きく裏切ることとなったことについて、心よりお詫び申し上げます。

再発防止への決意

今回の件を教訓として、今後、皆さまの信頼を一日も早く回復するため、県組織を挙げて再発防止に向け徹底した取組を進め、県組織の質の向上に努めてまいります。